

京都「大学の知恵」活用認定制度実施要綱

平成29年2月22日

京都産学公連携機構決定

(前文)

近年、大学は、教育と研究に続く第三の使命として、社会貢献を求められている。

京都の大学においては、これまでから、地域での公開講座から研究成果の事業化や技術移転に至るまで、様々な規模や形態で社会貢献に取り組んできたが、社会的に十分に認知されているとは言えない。

こうした状況を鑑み、京都産学公連携機構（以下「機構」という。）は、大学や関係機関との緊密な連携の下、オール京都体制で大学の社会貢献の見える化を推進する仕組みとして、京都「大学の知恵」活用認定制度（以下「制度」という。）を構築する。

大学の社会貢献の見える化を実現するためには、機構のみならず各大学が、「大学のまち・京都」の特性を生かしつつ、研究成果の社会還元の推進に向けて、身近な地域における大学教員との連携の場から、企業と大学との組織的な連携の場に至るまで、自主的かつ丁寧に実践していくことが不可欠である。

今後、大学、事業者、地域団体及び機構等の相互の連携・協力を促進し、それぞれが一体となって大学の研究成果の社会還元を推進することを目指し、目的及び各主体の取組を明らかにすることにより、大学の社会貢献の見える化を総合的かつ効果的に推進するため、ここに要綱を制定する。

(目的)

第1条 制度は、京都の「大学の知恵」を活用した商品や取組であることを示す共通ロゴタイプ（以下「ロゴタイプ」という。）により、大学の社会貢献が見える化するとともに、ロゴタイプの知名度向上及び一層の利用促進を図ることにより、大学の研究成果の社会還元を推進し、もって産学連携や地域連携活動を通じた地域経済の活性化及び活力ある地域づくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法第83条に定める大学、同法第108条に定める短期大学及び同法第115条に定める高等専門学校をいう。
- (2) 大学の知恵 教員（教授、准教授、講師、助教及び助手）及び研究員の研究成果を活用したもの（学生等の研究成果であっても、大学の規程等に基づき、大学の知財として登録されたものなど、大学の研究成果と認められるものを含む。）をいう。
- (3) ロゴタイプ 京都の「大学の知恵」を活用した商品や取組であることを示すロゴタイプ（文字や文字列の形態をデザインしたもの）をいう。
- (4) 事業者 大学との間で、産学連携や地域連携に取り組む企業、地方公共団体、経済団体及び地域団体等をいう。

(ロゴタイプの使用条件)

第3条 機構に加盟する大学（以下「機構加盟大学」という。）は、ロゴタイプを自ら使用し、または第三者に使用させることができる。

(機構の取組)

第4条 機構は、次の各号に掲げる項目に取り組むものとする。

- (1) 制度を総括すること。
- (2) 機構加盟大学に対してロゴタイプの使用を、京都府内のその他大学に対して機構への加盟及び制度への参加をそれぞれ促すとともに、これら大学の意見を制度に適切に反映すること。
- (3) ロゴタイプの知名度向上及び制度の一層の利用促進のために必要な措置を講じること。
- (4) 大学による産学連携や地域連携を通じた地域経済の活性化及び大学の研究成果の社会還元を推進するために必要な措置を講ずること。

(機構加盟大学の取組)

第5条 機構加盟大学は、次の各号に掲げる項目に取り組むものとする。

- (1) ロゴタイプを自ら使用し、または、第三者に使用させる場合には、別に定めるロゴタイプ使用取扱規程に基づいて行うこと。
- (2) ロゴタイプの使用状況について、京都「大学の知恵」ロゴタイプ使用実績記録簿(第1号様式)で、記録管理し、機構の求めに応じて、遅滞なく提出すること。

2 機構加盟大学は、次の項目の推進に努めるものとする。

- (1) 制度について、大学内部はもとより、事業者に対し、広く周知すること。
- (2) 制度に該当する商品や取組にロゴタイプを付与するよう事業者に働きかけること。
- (3) 機構が実施するロゴタイプの知名度向上及び制度の一層の利用促進に協力すること。

(事業者の取組)

第6条 事業者は、次の各号に掲げる項目に取り組むものとする。

- (1) ロゴタイプを使用しようとするときは、あらかじめ機構加盟大学の承認を受けること。
- (2) ロゴタイプの使用にあっては、別に定めるロゴタイプ使用取扱規程を遵守すること。

(機構加盟団体(大学を除く。)の取組)

第7条 機構加盟団体(大学を除く。)は、次の各号に掲げる項目に取り組むものとする。

- (1) ロゴタイプを使用しようとするときは、あらかじめ機構加盟大学の承認を受けること(ただし、別に定める使用取扱規程に掲げる手続き不要団体等を除く。)

- (2) ロゴタイプの使用にあっては、別に定めるロゴタイプ使用取扱規程を遵守すること。

2 機構加盟団体(大学を除く。)は、次の各号に掲げる項目の推進に努めるものとする。

- (1) 制度について、団体内部はもとより、各団体の構成員等に対し、広く周知すること。
- (2) 制度に該当する商品や取組にロゴタイプを付与するよう各団体の構成員に働きかけること。
- (3) 機構が実施するロゴタイプの知名度向上及び制度の一層の利用促進に協力すること。

(ロゴタイプ使用の中止)

第8条 機構加盟大学は、機構から脱退する場合又は大学本部が京都府外へ移転する場合には、当該大

学がそのことを明らかにした時点から、新たに又は継続して、ロゴタイプを自ら使用することまたは第三者へ使用させることを中止するものとする。

- 2 機構は、前項の事実を知ったときは、ホームページ等の掲載情報から、当該大学の制度に係る情報を速やかに削除するものとする。

(機構加盟大学の名称変更)

第9条 機構加盟大学は、名称変更等が生じた場合は、機構に対して変更届を速やかに提出するものとする。

(信用失墜行為への対応)

第10条 機構は、機構加盟大学がロゴタイプの信用を失墜する行為を行うなど制度を活用する大学として適当でないと判断した場合は、当該機構加盟大学に対してロゴタイプを自ら使用しない、または、第三者に対して使用させないよう要請する。

- 2 前項の要請を受けた機構加盟大学は、ロゴタイプの使用を直ちに中止するとともに、必要な対策を講じなければならない。

(機構加盟大学への支援)

第11条 機構は、機構加盟大学に対し必要な助言を行うとともに、機構加盟大学のロゴタイプを使用した取組内容等について、ホームページ等で紹介するものとする。なお、機構加盟大学は、機構に加盟した時点で取組内容等の情報を機構のホームページ等へ掲載することを承諾したものとする。

- 2 機構は、一定期間ごとに、各大学のロゴタイプの使用状況を調査し、検証を行うものとする。また、その内容に顕著な成果及び功績が認められた機構加盟大学があった場合は、これを表彰することができる。

(試行)

第12条 制度は、事例の蓄積及び検証が必要であることを鑑み、一定期間の試行を行うこととする。

- 2 試行期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- 3 機構は、試行開始から概ね半年後、大学ごとのロゴタイプの使用状況を調査し、検証を行うものとする。
- 4 機構は、検証の結果を踏まえ、制度の継続又は中止を判断するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、機構の事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。